

令和元年メールマガジン第4号（2019年6月26日送信）

【今号の内容】

- [illegible]

- ※駐車場は、当館事務所が所在するビルの地下及び周辺にあります（パーキングメーターを含む）。 当館ビル地下駐車場は、平日午前 5 時から午後 4 時までは 10 分毎 2 ドル、平日午後

4 時以降は 1 回 5 ドル、土日は終日 1 回 5 ドルです。但し、7 月 12 日（金）および 13 日（土）はロッキーズの試合が行われるため、12 日（金）午後 4 時以降は 1 回 10 ドル、13 日（土）は終日 1 回 10 ドルと変更になります。予めご了承ください。

郵便等投票

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および在外選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[外務省ホームページ](#)からダウンロードしてください。

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の 7 月 21 日（日）（予定）の投票所閉鎖時刻（原則午後 8 時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後 3 か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記①～③のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

（１）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

（２）不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

（３）投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けます。

○候補者情報についても、公示後、リンクを設けますのでご利用ください。

5. その他

※平成 27 年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際して御注意ください。

- ・参議院選挙区の区割りの改訂等について ([総務省ホームページへ](#))

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL:303-534-1151

FAX:303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp